



認定調査って何？

ケアマネジャー 飯島 孝子

いまさらですが、大事なことなので、今回は介護保険を利用するための「要介護・要支援認定」の申請のお話をしましょう。

介護保険でヘルパーさんに来ていただく、あるいはデイサービスを利用するという具体的な要望がなくても、介護保険申請をして、「自立」と判定を受けて利用できるサービスがあります。東京都S区では高齢者生活支援型日常生活用具の給付事業でポータブルトイレやシャワーチェア等を購入する際に助成を受けられます。また手すりの取り付け等住宅改修費の助成を受けることもできます。とにかく高齢者のための何らかのサービスを受けるためには、介護保険の申請が必要となります。

まずはご本人か、ご家族が地域包括支援センターまたは、役所の介護保険課に申請書を提出します。もっと簡単な方法は、近所の介護支援事業所に申請の代行を頼みます。もちろん無料ですが、介護度が決まったらその業者にケアプランを頼むことになるでしょうから、自分が信頼できる業者をお願いするのが良いでしょう。

実際、民生委員さんや、美容室さん、クリーニング屋さん、友人から直接介護支援事業所に電話が入ることが多々あります。

申請書が提出されると、1週間くらいで申請者に役所が委託する認定調査員より電話がいきます。2週間くらいの間で、日程調整をした後、訪問します。ご自宅、現在入院・

入所されている方は病院、施設等に調査に参ります。概ね月曜日～金曜日、9時～17時が基本です。S区の場合、以前は日曜日も可能、時間も遅くても・・・と、かなり融通がききましたが、だんだん厳しくなっております。調査には、1時間程度かかります。調査方法は、ご本人から直接お話を伺います。ご本人は張り切って何でも「できます」と言いますので、ご家族または介護者が同席することをお勧めします。後ほどご本人のいない別室等で、「本人は、ああ言いましたが、実はこうです」と、必ず付け足すなり、訂正するなどしてください。

「たまたま今日は、足が上がりました」ではなく、「いつもは、こうです」という概ね1週間くらいの状況の情報をいただくこととなります。調査員は、「特記事項」といって、日頃の状況や具体的な「介護の手間」や頻度をお聞きしますので、詳しくお話してください。

ここでいう介護の手間とは

例えば、食事に関して考えてみましょう。食卓で、小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等、食べやすくするための介助や、スプーン等に食べ物を乗せる介助が行われていれば、食事摂取に関しては「一部介助」です。また食事の介助の全てが行われている場合は、「全介助」となります。

排尿に関してはどうでしょう。

「排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿）」「局所の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿直後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」の一連の行為に「一部介助」されているか「全介助」されているかを問われます。

74項目の質問をして、お一人お一人の状況を判断し、さらに特記事項で詳しく記入していきます。

介護度を決めるには、調査員の訪問調査と同時に、主治医からの意見書も提出していただきます。申請書に記入してある主治医へは、役所から、直接お願いがいきますが、お忙しくてなかなか書いていただけないことがあります。その結果、介護認定の審査会が遅れることが多々ありますので、ご本人もしくはご家族からも主治医に「今度、介護保険の申請をしましたのでお願いします」と、一言頼んでおくといいでしょう。直近の状態を記入することになりますので、たまたま受診後、書類が届いた場合、ひどいときは1ヶ月も遅れてしまうこともあります。それを防ぐためにも、受診の前に声かけをお願いします。

・日常生活自立度（寝たきり度）・・・独力で外出するか、介助で外出するか、日中もベッドでの生活が主体であるか等

・認知症自立度（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られても、なんとか自立しているか介護が必要か等）

に関して、認定調査員と、主治医の意見が違った時には、主治医の意見が採用されますので、主治医にも困っている状態をよく話しておく必要があります。

きちんと認定していただき、必要なサービスをしっかり利用していただきたいと思います。

尚、介護認定には不服申し立ての制度があります。何度でも申し立ては可能ですが、ひとつ気をつけたいのは、申し立てをすれば必ず介護度が上がるというわけではありません。却って、介護度が下がることもあるということ覚えておいてください。

ご家族にすれば、こんなに介護が大変なのに、介護度を低く判定されると、介護そのものを否定されたようで、頭にきてしまうということがしばしば起こります。

介護度が高く、複数のサービスをたくさん利用している方が、介護度が下がってしまった時には、自費にならないために申し立ては必要ですが、仮にデイサービスだけを利用している方は、介護度が低いほうが1回の利用単位が少なく、安くデイサービスを利用できるという利点もあります。

ただ単に、介護度が高いことが有利ではないということをご認識してください。

なんだか面倒だと、思われる方も多いでしょう。ただ申請し介護度がつけば、ケアマネジャーがつかますので、介護情報も入ります。手間を惜しまないでくださいね。

（◆北村 記 認定調査時のポイントは、家族の同席です。人間はどうしても、自分のことを聴かれると、10回のうち1回でもできると、それを返事します。日頃の様子を知っている家族や関係者の同席が望ましいです）

この「ケアマネ日記」シリーズでは、ケアマネジャーの日頃の経験を踏まえ、介護している人、また今後介護するであろう人向けに生活のヒントを提供しております。